**佐賀県ＬＰガス料金支援事業に係るＬＰガス販売事業者の**

**事務処理マニュアル**

（一社）佐賀県ＬＰガス協会

令和５年７月１４日　制定

令和５年７月２６日　改訂

第１　はじめに

このマニュアルは、佐賀県ＬＰガス料金支援事業の実施にあたり、ＬＰガス販売事業者のみなさまの事務処理の方法を示したもので、別に定める「佐賀県LPガス料金支援事業に係る間接補助事業実施要綱」を補完するものです。

本事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援交付金）を財源とし、ＬＰガス価格高騰の影響を受けている生活者及び事業者への支援が目的となっています。そのため、国及び県から本事業の適正な執行が求められており、不正行為は厳正に対処されることとなります。

実施要綱を十分確認いただき、適正な事務処理が行われますよう切にお願いいたします。

なお、このマニュアルは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に最新版を確認願います。

第２　事業概要と基本的な事項

１　事業の対象となるＬＰガス料金

令和５年４月分から同年９月分までのＬＰガス料金（６か月分）

２　ＬＰガス料金の値引き対象者

佐賀県内でＬＰガスを使用している者(国、地方公共団体所有の施設は除く。)

1. 施設（世帯）で複数の契約を締結している場合は、契約毎に値引き額を算定。
2. ＬＰガスを団地等に供給しているコミュニティーガスは対象
3. 質量販売は、対象外（液石法に限る。）
4. 国、地方公共団体所有の施設であっても、公営住宅の入居者や施設の利用者（テナント）が使用契約を締結している場合は対象
5. 自治会所有の公民館は対象。

判断が難しい場合は支援センターに御確認ください。

３　値引き額（消費税等は含む。）

（１）家庭業務用

総額　3,300円

550／月 × ６か月分（令和5年4月～同年9月）

（２）工業用

23.1円/kg（50.6円/㎥） ×ＬＰガス総使用量（令和5年4月～同年9月）

（注）ＬＰガス協会からの補助金は、税抜きで交付します。

値引き額に係る消費税等については、消費税等の申告時に控除されます。

４　販売事業者への補助（交付）

ＬＰガス使用者に対する値引き額（消費税等を除く。）の全額を補助（交付）します。

あわせて、事務経費としてＬＰガス契約者1件につき200円を補助（交付）します。

**第３　販売事業者が行う事務（概要は別添資料参照）**

１　「佐賀県ＬＰガス料金支援事業参加申出書（様式１）」の提出

本事業への参加の意思確認を行い、確認後、協会（支援センター）から佐賀県ＬＰガス料金支援事業参加確認書（様式２）を送付します。

（１）提出期限

令和５年８月１８日（金）

（２）提出方法

郵送、電子メール、持参

※ＦＡＸは不可

（３）記載事項等

・　値引き対象者数

提出時における契約件数（※メータ開栓数）を記載すること。

件数の考え方は「第２　事業概要と基本的事項」の２のとおり。

・　誓約事項、同意事項に関する確認

内容を確認の上、同意する場合、枠内にチェック☑を入れること。

２　事前確認

（１）上記１の事業参加申込の手続きが完了した販売事業者は、事前確認書（様式３）及び添付書類を協会（支援センター）に提出します。

　※添付書類

　　・値引き額の表示方法

検針票、請求書、Ｗｅｂ明細、領収証のいずれかに「県の支援によりガス 料金から ○○〇円（税込み）を値引きしています。」等を明示すること。

　　・実績報告の添付資料（支給リスト※使用するリストの雛形を提出）

支給リストに必要な情報

〔家庭業務用〕消費者の氏名、使用量、値引き額、値引き後のガス料金

　　　　　　　値引き時期

〔工業用〕企業・団体名、使用量、値引き額、値引き時期、ガス料金

（２）協会（支援センター）は、確認が完了したら、販売事業者に事前確認完了通知書（様式４）を送付します。

３　値引きの実施

　　販売事業者は、事前確認で提出した方法でＬＰガス料金を値引きします。

1. 途中で新たに契約を締結した者は、使用開始月以降を値引き

例：今年7月15日から使用開始　→　3か月分（7月～9月）が値引き対象

1. 値引き対象期間に県内から転居した場合、転居前の料金は値引き可能

　→　領収書等で確認（本人や転居前の販売事業者から確認）

1. 値引き対象期間に転居した者は、②を除き、値引き対象外
2. 【家庭・業務用】１か月のＬＰガス料金が500円未満（税抜き）の場合、当該月の値引きは行わない。
3. 月のガス使用量がゼロの場合は、値引きを行わない。

⑥ 検針票、請求書、Ｗｅｂ明細、領収証のいずれかに「県の支援によりガス 料金から ○○〇円を値引きしています。」等を明示

４　実績報告、事業費等の請求

（１）４月～９月分のＬＰガス料金の値引き件数と金額が確定したら、３０日を経過した日又は令和５年１２月末のいずれか早い日までに次の書類を協会（支援センター）に（持参OR郵送ORメール）提出します。

・　佐賀県ＬＰガス料金支援事業実績報告書（様式６）

（２）事業費等請求書（様式７）

　　※事業費及び事務経費（200円／件）の請求書です。

①　値引き前に協会（支援センター）に確認した「支給リスト」を添付してください。（３ページ、２　事前確認参照）

②　適正な値引きの実施を確認するため、協会（支援センター）は無作為抽出で検針票、請求書等の写しの提出を求めます。

・家庭業務用：値引き者の５％（１万件を超える場合は５００件）

・工業用：全ての値引き者

③　添付書類は、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間（令和１０年度まで）、協会、県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

（２）協会（支援センター）は、確認が完了したら、補助金額決定通知書（様式９）を送付し、指定口座に振り込みます。